

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年3月24日（平成27年（行情）諮問第179号）

答申日：平成29年1月24日（平成28年度（行情）答申第668号）

事件名：「陸自教範5-01-01-03-24-0 対ゲリラ・コマンドウ作戦」の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

『対ゲリラ・コマンドウ作戦』（陸自教範5-01-01-03-24-0）\*制定理由書ないし改訂理由書もあればそれも希望」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、次の2文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

文書1 陸自教範5-01-01-03-24-0 対ゲリラ・コマンドウ作戦（第1編 対ゲリラ・コマンドウ作戦）（第2編 対遊撃戦）（表紙ないしはしがきを除く。）

文書2 陸自教範5-01-01-03-24-0 対ゲリラ・コマンドウ作戦（第3編 不法行動対処）（表紙ないしはしがきを除く。）

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成26年6月23日付け防官文第9077号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

##### （1）異議申立書

ア 本件対象文書の本来の電磁的記録についても特定を求める。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

本件開示決定通知書では電磁的記録形式の特定明示が行われておらず、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」が特定されたのか不明である。

そこで国の解釈に従って、改めて本件対象文書の電磁的記録形式の特定明示を行うとともに、その電磁的記録形式での複写の交付を求める。

イ 複写の交付が本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われているため、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、交付された複写が本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

また電磁的記録にセキュリティ設定等をかけた場合、当該データが複写先に複写されない場合が技術的に起こり得る。そこで、本件対象文書がこうした制限がかけられている場合、本件対象文書の内容が交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、交付された複写が、本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

ウ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても開示・不開示の判断を求める。

処分庁が平成24年4月4日付け防官文第4639号で認めるように、開示・不開示の判断を行わずに「本件対象文書の内容と関わりのない情報の付随を避ける」複写の交付は、法に反するので、当該情報についても開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

エ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

## （2）意見書

ア 国の法解釈に従えば、開示請求時の電磁的記録形式で文書が特定されなければならない。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

また総務庁行政管理局長（当時）の国会答弁でも、法の対象文書は「電子情報も対象」（第145回国会参議院総務委員会会議録第3号

2頁)と明言されている。

したがって、本件対象文書の特定に当たっては、開示請求時点における電磁的記録形式が特定されなければならない。

事実、諮問庁は平成25年12月25日付け防官文第17119号における開示決定でWordファイルを特定・明示している。

そもそも法に基づき行われる文書の特定と、複写の交付の際の不開示情報の処理をどうするかという問題は全く別に取り扱われるべき問題である。

イ 審査会事務局による対象文書の直接の確認を求める。

以下の理由から、異議申立人が確認できない事項について審査会事務局が直接確認することを求める。

(ア) 対象文書の電磁的記録の本来の記録形式

理由説明書において諮問庁は、本件対象文書の本来の電磁的記録を特定したかについて明言していないので、特定されていない疑いがある。なお諮問庁が情報公開請求に対して繰り返し隠蔽を行っている事実は、平成22年度(行情)答申第75号及び平成25年度(行情)答申第233号から明らかである。

そこで本件対象文書の本来の電磁的記録の特定を諮問庁に求めるとともに、審査会事務局による直接の確認を求めるものである。

(イ) 変更履歴の確認

ワード(Word)等で作成された文書(電磁的記録)の場合、変更履歴が残されている場合がある。

この変更履歴もまた組織共有文書に該当するので、本件対象文書においてもそれが存在していないか確認する必要がある。

諮問庁が本件対象文書の電磁的記録を特定しないのは、この変更履歴の存在を隠蔽しようとしている意図があると思われる。

(ウ) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」と処分庁がみなしている情報の確認

諮問庁の理由説明書では、本件対象文書に「本件対象文書の内容と関わりのない情報」の付随について完全に否定していない。

恐らく「本件対象文書の内容と関わりのない情報」と処分庁がみなす情報それ自体は存在するものと思われるので、処分庁の勝手な判断に任せず、審査会がその内容を確認すべきである。

ウ 履歴情報も組織共有文書であれば、開示対象である。

諮問庁は、履歴情報を特定しなければならない法的義務はないと主張するが、履歴情報が組織共有文書であれば、開示対象である。

例えば、文書作成過程で合議先に変更箇所の確認を求めるため、履歴情報を残すことは諮問庁の文書作成過程では広く行われている。

また過去の開示決定（平成18年8月3日付け防官文第7679号）では、「北朝鮮のミサイル発射について（案）」と題するワード（Word）等で作成された文書（電磁的記録）が開示され、履歴情報についても開示されている。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」の判断を諮問庁に委ねるべきではない。

諮問庁は理由説明書で、本件異議申立ての段階では複写の交付が行われていないことをもって異議申立ての理由がないと主張したいようであるが、複写の交付が行われているか否かは、本件異議申立ての理由とは関わりがない。

異議申立人が主張したいのは、諮問庁がいう「本件対象文書の内容と関わりのない情報」が存在するのであれば、それを諮問庁の判断に委ねるべきでないということである。

諮問庁は過去において「防衛大学校防衛学館図書室が所蔵している事実は確認されたものの、行政文書として所有している事実は確認できなかったため、不存在であると判断した」（平成22年度（行情）答申第75号2頁）という珍妙な主張を行い、「平成21年度（行情）答申第96号における諮問庁の説明は事実を隠蔽しようとしたものと外部から疑われても仕方のない不適切又は不十分なものであったと言わざるを得ず、極めて遺憾である」（上記答申第75号5頁）との批判を受けている。

このような指摘を受けながら諮問庁では、こうした隠蔽工作に関わった職員に対して何ら処分を行っておらず、「隠蔽しても責任は問われない」という組織風土を残している。

このような組織風土ないし体質に染まった諮問庁においては、不都合な事実を「本件対象文書の内容と関わりのない情報」とみなすことで隠蔽しようとする誘惑が常に存在するのである。

事実、上記答申以後も諮問庁は、「組織全体として不都合な事実を隠蔽しようとする傾向があったことを指摘せざるを得ない」（平成25年度（行情）答申第233号31頁）との指摘を受けている。

以上の理由から、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」であるか否かの判断を諮問庁に委ねることは極めて危険であり、改めて当該情報を特定の上、それが真に「内容と関わりのない情報」に該当するのかを審査会が判断するべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、「『対ゲリラ・コマンドウ作戦』（陸自教範5-01-01-03-24-0）\* 制定理由書ないし改訂理由書もあればそれも

希望」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書にそれぞれの表紙ないしはしがきを加えたものを特定した。

本件開示請求については、法11条を適用し、まず、平成25年11月5日付け防官文第14599号により、特定した行政文書のうち、それぞれの表紙ないしはしがきについて開示決定を行った後、平成26年6月23日付け防官文第9077号により、本件対象文書について、法5条3号の不開示情報に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

## 2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び法5条の該当性については、別表のとおりであり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

## 3 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、「本件開示決定通知書では電磁的記録形式の特定明示が行われておらず、『開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの』が特定されたのか不明である。そこで国の解釈に従って、改めて本件対象文書の電磁的記録形式の特定明示を行うとともに、その電磁的記録形式での複写の交付を求める。」として、本件対象文書の本来の電磁的記録形式の特定明示を求めるが、法その他の関係法令において、電磁的記録の記録形式を特定し、明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し明示することはしておらず、複写の交付についても適正に実施されている。
- (2) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われているため、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、複写の交付が本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるが、原処分において、スキャナにより読み取ってできたPDFファイル形式への変換による情報の欠落がないか、本件対象文書と開示した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している部分はないことを確認しており、当該開示の実施は適正に処理されている。
- (3) 異議申立人は、「処分庁が平成24年4月4日付け防官文第4639号で認めるように、開示・不開示の判断を行わずに「本件対象文書の内容と関わりのない情報の付随を避ける」複写の交付は、法に反する」として、当該情報についても開示・不開示の判断を改めて求めるが、法その他の関係法令において、履歴情報等についてまで開示・不開示の判断をしなければならないような趣旨の規定はないことから、履歴情報等について開示・不開示の判断は行っていない。

- (4) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として原処分 of 取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別表のとおり同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (5) 以上のことから異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが適当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |               |                                    |
|---------------|------------------------------------|
| ① 平成27年3月24日  | 諮問の受理                              |
| ② 同日          | 諮問庁から理由説明書を收受                      |
| ③ 同年4月6日      | 審議                                 |
| ④ 同月27日       | 異議申立人から意見書を收受                      |
| ⑤ 平成28年12月16日 | 委員の交代に伴う所要の手續の実施、<br>本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 平成29年1月20日  | 審議                                 |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、陸上幕僚監部教育訓練部教育訓練計画課において、ゲリラ・コマンドウ部隊による攻撃事態が生起した場合における運用原則、指揮実行上の原則及び具体的な運用事項等について記述し、教育訓練の一般的準拠を付与することを目的として作成した教範である。

異議申立人は、原処分 of 取消し及び本件対象文書の本来の電磁的記録の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条3号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象文書の原稿については、起草機関である陸上自衛隊研究本部（以下「研究本部」という。）の担当者がパソコンを使用して電磁的記録として作成した上、当該電磁的記録を紙媒体に印刷し、平成24年10月に陸上幕僚監部内の決裁を受けている。

イ 上記アの決裁後、研究本部は陸上幕僚監部へ原稿である電磁的記録を提出し、陸上幕僚監部が原稿である電磁的記録を文書1については印刷業者に、文書2については陸上自衛隊中央業務支援隊（以下「中央業務支援隊」という。）に渡して印刷・製本を委託し、印刷業者及

び中央業務支援隊は、当該原稿を加工して印刷・製本できる形に浄書したPDF形式の電磁的記録及び印刷・製本された紙媒体を作成し、当該PDF形式の電磁的記録及び紙媒体を陸上幕僚監部に納品した。

ウ 本件対象文書の原稿である電磁的記録については、陸上幕僚監部、中央業務支援隊及び印刷業者のいずれにおいても紙媒体及びPDF形式の電磁的記録の納品後廃棄されている。

(2) 本件対象文書については、印刷業者及び中央業務支援隊から納品されたPDF形式の電磁的記録以外に本件請求文書に該当する電磁的記録を保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえず、他にPDF形式以外の電磁的記録の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書(電磁的記録)を保有しているとは認められない。

### 3 不開示情報該当性について

#### (1) 陸上自衛隊の運用に関する情報

別表の番号1欄に掲げる不開示部分には、ゲリラ・コマンドウ部隊等による攻撃事態等における陸上自衛隊の運用に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、陸上自衛隊の運用要領が推察され、敵意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

なお、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、文書1(60頁の2(1))については、原処分で不開示としたが、開示実施していることから不開示を撤回するとのことであるので、これについては判断しない。

#### (2) 陸上自衛隊の情報業務に関する情報

別表の番号2欄に掲げる不開示部分には、ゲリラ・コマンドウ部隊による攻撃事態における陸上自衛隊の情報業務に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、ゲリラ・コマンドウ部隊による攻撃事態における自衛隊の情報関心及び情報業務に関する態勢・能力が推察され、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5

条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 陸上自衛隊の指揮系統・通信システムに関する情報

別表の番号3欄に掲げる不開示部分には、陸上自衛隊の指揮系統・通信システム等に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の指揮統制要領、能力等が推察され、悪意を有する相手方をして、その弱点をつくことを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久



## 別表

番号	不開示とした部分		不開示とした理由	
1	文書1	目次の2頁ないし5頁	目次の一部	陸上自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の運用要領及び能力が推察される。
		5頁ないし11頁	「第4節 作戦・戦闘一般の要領」の一部	
		12頁	「11504 指揮所」の全て	
		13頁	「11602 作戦・戦闘のための編成一般の要領」の一部	
		15頁及び16頁	「11803 兵站」の一部	
		16頁	「11804 衛生」の一部	
		16頁及び17頁	「11807 民事」の一部	
		19頁及び20頁	「12102 師団・旅団」の一部	
		21頁ないし30頁	「第1款 計画策定の要領」の一部	
		32頁ないし34頁	「12206 連隊」の「3」、「4」、「6」、「7」及び「8」の一部	
		36頁ないし42頁	「12209 連隊等」の「3」ないし「5」及び「7」ないし「9」の一部	
		42頁ないし46頁	「12211 師団・旅団」の一部	
		46頁ないし57頁	「12212 連隊等」の「4」、「6」ないし「9」及び「11」の一部	
60頁	「12302 師団・旅団」の「2」の			

		(1)の一部
	61頁	「12302 師団・旅団」の「3」の一部
	62頁ないし 65頁	「12302 師団・旅団」の「5」ないし「8」及び「12」の一部
	65頁ないし 68頁	「12303 連隊等」の「4」ないし「8」及び「11」の一部
	68頁	「12304 方面隊」の一部
	68頁ないし 70頁	「12305 師団・旅団」の「1」,「2」及び「4」ないし「6」の一部
	70頁及び71頁	「12306 連隊等」の「1」,「2」,及び「4」ないし「6」の一部
	72頁	「12308 師団・旅団」の一部
	73頁及び74頁	「12309 連隊等」の「1」の(2)の一部
	74頁及び75頁	「12309 連隊等」の「2」の(1)及び(2)の全て
	75頁	2行目ないし4行目
	76頁ないし 81頁	「第4款 重要施設等の防護」の一部
	81頁	「12313 方面隊」の全て
	82頁及び83頁	「12314 師団・旅団」の一部
	83頁及び8	「12315 連隊

	4頁	等」の「1」の一部
	84頁ないし 93頁	「12315 連隊 等」の「2」の一部 (85頁の「イ 情報 資料の収集」及び「ウ 関係部外機関等との調 整」並びに87頁の 「カ 通信」の全てを 除く。)
	94頁及び9 5頁	「12315 連隊 等」の「3」及び 「4」の一部
	97頁及び9 8頁	「12401 方面 隊」の「1」及び 「2」の一部
	98頁及び9 9頁	「12401 方面 隊」の「5」の一部
	100頁	「12402 師団・ 旅団」の一部
	100頁及び 101頁	「12403 連隊 等」の一部
	104頁ない し106頁	「13203 沿岸監 視計画」の「2」ない し「5」の一部
	107頁	「13206 監視網 の構成」の一部 「13207 要旨」 の全て
	108頁	「13208 監視の 実施」の全て 「13209 要旨」 の一部
	109頁及び 110頁	「13211 地域警 戒計画」の「2」ない し「7」の一部
	111頁	「13212 命令」 の一部

		1 1 2 頁	「1 3 2 1 4 検問活動の準備」の全て
			「1 3 2 1 5 巡察の準備」の全て
		1 1 2 頁及び 1 1 3 頁	「第 2 目 地域警戒の実施」の一部
		1 1 3 頁ない し 1 2 5 頁	「第 3 款 小隊以下の行動」の一部
		1 2 6 頁	記述の一部
		1 2 7 頁ない し 1 3 2 頁	「1 3 3 0 2 防護計画」の「2」ないし「9」の一部
		1 3 4 頁	「1 3 3 0 5 陣地占領後の指導」の全て
		1 3 4 頁ない し 1 3 7 頁	「第 2 目 防護の実施」の一部
		1 3 8 頁	記述の一部
		1 3 9 頁及び 1 4 0 頁	「1 3 3 1 4 警戒計画」の一部
		1 4 1 頁ない し 1 4 3 頁	「第 3 目 小隊以下の行動」の一部
		1 4 5 頁ない し 1 4 8 頁	「1 3 3 2 9 反撃計画」の「2」ないし「9」の一部
		1 5 0 頁	「1 3 3 3 1 反撃態勢の確立」の一部
		1 5 0 頁ない し 1 5 3 頁	「第 2 目 反撃の実施」の一部
		1 5 4 頁	「1 3 4 0 5 包囲部隊等の超越」の全て
		1 5 5 頁ない し 1 6 0 頁	「1 3 4 0 6 攻撃突入計画」の「2」ないし「9」, 「1 0」の(2)及び「1 1」の一部
		1 6 0 頁ない し 1 6 2 頁	「1 3 4 0 7 市街地の攻撃突入において計

			画作成上着意すべき事項」の「1」ないし「5」の一部
		163頁	「13408 命令」の一部
			「13409 戦闘展開の実施」の全て
		163頁ないし171頁	「第2目 撃滅の実施」の一部
		173頁	「13420 包囲部隊等の超越」の全て
		173頁ないし178頁	「13421 狩り出し計画」の「2」ないし「9」の一部
		179頁	「13422 命令」の全て
		180頁	「13423 戦闘展開の実施」の全て
		180頁ないし182頁	「13425 搜索前進」の一部
		182頁及び183頁	「13426 応急阻止陣地の占領」の全て
		183頁	「13427 挟撃」の全て
		185頁ないし191頁	「13431 包囲計画」の「2」ないし「9」の一部
		192頁ないし194頁	「13432 市街地の包囲において画作成上着意すべき事項」の「1」ないし「5」及び「7」の(1)ないし(4)の一部
		194頁及び195頁	「13433 命令」の一部
		195頁	「13434 包囲の形成」の全て

		196頁ないし199頁	「第2目 包囲の実施」の一部
		200頁及び201頁	「第5節 予備隊」の一部
		205頁ないし210頁	「第2章 搜索及び搜索撃滅」の一部
		211頁	「第1節 重要施設等の防護」の一部
		212頁ないし218頁	「第2節 特定防護対象に応ずる防護要領」の一部
		226頁及び227頁	付録第2の一部
		230頁及び231頁	付録第4の図の全て
		232頁	付録第5の図の全て 付録第6の図の全て
		233頁	付録第7の図の全て 付録第8の図の全て
		234頁	付録第9の図の全て 付録第10の図の全て
		235頁	付録第11の表題の一部及び図の全て 付録第12の表題の一部及び図の全て
		236頁	付録第13の表題の一部及び図の全て 付録第14の表題の一部及び図の全て
		237頁	付録第15の表題の一部及び図の全て 付録第16の表題の一部及び図の全て
		238頁	付録第17の表題の一部及び図の全て 付録第18の表題の一部及び図の全て

239頁	付録第19の表題の一部及び図の全て
	付録第20の表題の一部及び図の全て
240頁	付録第21の表題の一部及び図の全て
	付録第22の表題の一部及び図の全て
241頁	付録第23の図の全て
	付録第24の図の全て
242頁	付録第25の図の全て
	付録第26の表題の一部及び図の全て
243頁	付録第27の表題の一部及び図の全て
	付録第28の図の全て
244頁	付録第29の図の全て
	付録第30の図の全て
246頁	付録第32の図の全て
	付録第33の図の全て
247頁	付録第34の表題の一部及び図の全て
	付録第35の表題及び図の一部
248頁	付図の図の全て
	付録第36の表題の一部及び図の全て
249頁	付録第37の表題の一部及び図の全て
	付録第38の図の全て
250頁	付録第39の図の全て
	付録第40の図の全て
251頁	付録第41の表題の一部及び図の全て
	付録第42の表題の一部及び図の全て
252頁	付録第43の表題の一

			部及び図の全て	
			付録第44の表題の一部及び図の全て	
	文書2	8頁ないし11頁	「第3章 不法行動対処の一般的要領」の一部	
		13頁ないし16頁	「第4章 警察等との連携（注意）」の一部	
2	文書1	14頁及び15頁	「11802 情報」の一部	陸上自衛隊の情報業務に関する情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の情報関心及び情報業務に関する能力が推察される。
		30頁及び31頁	「12204 方面隊」の一部	
		31頁及び32頁	「12206 連隊」の「1」及び「2」の一部	
		35頁	「12209 連隊等」の「1」の一部	
		46頁	「12212 連隊等」の「3」の一部	
		60頁	「12302 師団・旅団」の「2」の（2）の一部	
		62頁	「12302 師団・旅団」の「4」の一部	
		65頁	「12303 連隊等」の「3」の一部	
		69頁	「12305 師団・旅団」の「3」の一部	
		70頁	「12306 連隊等」の「3」の一部	
		71頁及び72頁	「12307 方面隊」の一部	
		74頁	「12309 連隊等」の「1」の（3）の一部	
		75頁	6行目及び7行目，9行目及び10行目，1	



			8行目並びに19行目 ないし22行目	
		85頁	「イ 情報資料の収 集」の全て	
		159頁	「13406 攻撃突 入計画」の「10」の (1)の一部	
		178頁	「13421 狩り出 し計画」の「10」の 一部	
		221頁ない し225頁	付録第1の一部	
		228頁	付録第3の図の全て	
		245頁	付録第31の一部	
3	文書1	65頁	「12303 連隊 等」の「2」の一部	陸上自衛隊の指 揮系統・通信シス テム等に関する情 報であり、これを 公にすることによ り、陸上自衛隊の 指揮・統制要領、 手法及び内容が推 察される。
		70頁	「12305 師団・ 旅団」の「7」の一部	
		71頁	「12306 連隊 等」の「7」の一部	
		87頁	「カ 通信」の全て	
		98頁	「12401 方面 隊」の「4」の一部	
		106頁及び 107頁	「13203 沿岸監 視計画」の「6」の一 部	
		111頁	「13211 地域警 戒計画」の「9」の一 部	
		133頁	「13302 防護計 画」の「11」の一部	
		149頁	「13329 反撃計 画」の「11」の一部	
		160頁	「13406 攻撃突 入計画」の「12」の 一部	
		162頁	「13407 市街地	

			の攻撃突入において計 画作成上着意すべき事 項」の「6」の一部
		179頁	「13421 狩り出 し計画」の「12」の 一部
		192頁	「13431 包囲計 画」の「11」の一部
		193頁	「13432 市街地 の包囲において計画作 成上着意すべき事項」 の「6」の一部
		194頁	「13432 市街地 の包囲において計画作 成上着意すべき事項」 の「7」の（5）の一 部